

深谷市魅力発信ポータルサイトバナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、深谷市サイト広告掲載要綱（以下「市掲載要綱」という。）に基づき、深谷市（以下「市」という。）が公開・運営する深谷市魅力発信ポータルサイト（以下「サイト」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(バナー広告の枠数、掲載料、規格等)

第2条 バナー広告の枠数、掲載料、規格等は、次のとおりとする。

掲載枠	枠数	掲載料	規格(ピクセル)	データ形式	データ容量
ふっかちゃん 公式ページの トップページ	10枠	月10,000円	縦80×横160	G I F 形式又は J P E G 形式	50K B 以内

- 2 バナー広告のデータは、静止画とする。
- 3 バナー広告の掲載位置は、市長が指定する。
- 4 バナー広告は、サイトの総合トップページに広告掲載の空きがある場合、市の判断により掲載することができる。
- 5 市は、サイトのレイアウト変更などにより、バナー広告の掲載位置を変更することができる。

(バナー広告の掲載期間)

第3条 バナー広告を掲載する期間は、1箇月単位とする。

- 2 連続して掲載する場合、年度を超えての申込みは認めないものとする。

(バナー広告の表示内容)

第4条 バナー広告のデザイン、内容、色彩等は、サイトのイメージを損なうことのないよう留意するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくすること

(2) 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行うこと

(禁止する表現)

第5条 次に掲げる表現は、禁止する。

(1) 「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマーク(警告表示)を模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) プルダウンメニューを模した表現

(5) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかのような印象を与える表現

(6) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(バナー広告掲載希望者の募集)

第6条 バナー広告掲載希望者の募集は、サイトに掲載して公募するものとする。

(バナー広告掲載の申込み)

第7条 バナー広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して14日前までに、深谷市魅力発信ポータルサイト広告掲載申込書（様式第1号）を市に提出しなければならない。ただし、広告の掲載開始希望日の14日前を過ぎても、掲載枠に空きのある場合は、この限りでない。

（バナー広告掲載の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合、その掲載の可否を、市掲載要綱第3条の規定に基づき決定し、深谷市魅力発信ポータルサイト広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、バナー広告掲載を希望する者へ通知するものとする。

2 市長は、枠数を超えてバナー広告掲載の申込みがあった場合、公共性、地域性の高いものを優先して選定することができる。

（バナー広告の提出）

第9条 広告掲載決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、その責任及び負担において作成した広告の原稿及び電子データを、掲載開始日から起算して7日前までに、市に提出しなければならない。

2 市は、提出されたバナー広告案の内容が第4条又は市掲載要綱第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（バナー広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、バナー広告掲載料を市が指定する期日までに納付しなければならない。

い。

(バナー広告掲載の取消し)

第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 4 条又は市掲載要綱第 3 条の規定に反すると判断したとき

(2) その他、バナー広告を掲載することが適切でないと市が判断したとき

(バナー広告掲載の取下げ)

第 1 2 条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、深谷市魅力発信ポータルサイト広告掲載取下書（様式第 3 号）により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 1 3 条 第 1 1 条に規定する広告掲載を取り消した場合又は第 1 2 条に規定する広告掲載を取り下げた場合その他いかなる場合においても納付済みの広告料は返還しないものとする。

(バナー広告の変更)

第 1 4 条 広告主は、バナー広告の内容を 1 箇月単位で変更することができる。

2 広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して 7 日前までに、広告の原稿及び電子データを、市に提出しなければならない。た

だし、変更内容が軽微な場合はこの限りでない。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、リンク先のURLを変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のサイトの内容その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月7日から施行する。

この基準は、平成30年6月26日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。